**遺産分割協議書**

被相続人 酒井　太郎

本籍 東京都港区六本木○丁目○番

最後の住所　　東京都港区六本木○丁目○番○号

生年月日 昭和３５年１月１日

死亡年月日 平成２６年１２月３１日

上記の者の相続について，酒井一郎，酒井二郎及び酒井三郎は，別紙遺産目録記載の遺産について，遺産分割の協議を行い，次のとおり合意した。

１　酒井一郎は，次に記載する遺産を取得する。

　　別紙遺産目録１⑴の土地の共有持分権の２分の１，同１⑵の建物の共有持分権の２分の１，同２⑵の株式，同４の割引国債及び同５の退職金のうち金４０００万円

２　酒井二郎は，次に記載する遺産を取得する。

　　別紙遺産目録１⑴の土地の共有持分権の４分の１，同１⑵の建物の共有持分権の４分の１，同２⑴の株式，同３⑴のゴルフ会員権及び同５の退職金のうち金２０００万円

３　酒井三郎は，次に記載する遺産を取得する。

　　別紙遺産目録１⑴の土地の共有持分権の４分の１，同１⑵の建物の共有持分権の４分の１，同３⑵のゴルフ会員権及び同５の退職金のうち金２０００万円

４　本協議書に記載なき遺産及び後日判明した遺産については，酒井一郎がその遺産の２分の１の共有持分権を，酒井二郎及び酒井三郎がそれぞれその遺産の４分の１の共有持分権を，取得するものとする。その遺産が負債であるときも，負債の負担割合は，酒井一郎がその２分の１，相続人酒井二郎及び酒井三郎がそれぞれその４分の１とする。

５　⑴　酒井一郎，酒井二郎及び酒井三郎は，酒井家の祭祀を主催する者を酒井一郎と定める。

⑵　酒井家の系譜及び祭具は，酒井一郎が取得する。

⑶　墓の所有権及び墓地の使用権は，酒井一郎が取得する。

６　酒井一郎，酒井二郎及び酒井三郎は，本書に記載した各相続人の遺産取得行為及びその手続を弁護士法人ベリーベスト法律事務所弁護士○○に委任する。

以上のとおり，遺産分割協議が成立したので，本協議書を３通作成し，署名押印のうえ，各自１通ずつ所持する。

平成○○年○月○日

住所　　　　 **東京都港区六本木○丁目○番○号**

相続人　　 **酒　井　　一　郎**

住所　　　　 **広島市中区八丁堀○丁目○番○号**

相続人　　 **酒　井　　二　郎**

住所　　　　　**仙台市青葉区本町○丁目○番○号**

相続人　　　　**酒　井　　三　郎**

（別紙）

**遺　産　目　録**

１　不動産

　⑴　所　　在　　　東京都港区六本木○丁目

地　　番　　　◯番◯

地　　目　　　宅地

地　　積　　　３００．００㎡

⑵　所在　　　東京都港区六本木○丁目

家屋番号　◯番◯

種類　　　木造

構造　　　瓦葺２階建

床面積　　１階　　７０．３２㎡

２階　　７０．００㎡

２　株式

⑴　会社名　株式会社○○

　　株式数　２万株

⑵　○○商事株式会社

　　株式数　１０株

３　ゴルフ会員権

　⑴　経営会社　株式会社○○ゴルフ

　　　コース名　○○倶楽部

　　　番　　号　第○号

⑵　経営会社　○○カントリー株式会社

　　　コース名　○○カントリー

番　　号　第○号

４　公社債

　　割引国債　　金２０００万円

５　退職金　　　○○退職金　金８０００万円